



九・十月号
発行所 財団法人全日本仏教会
法部中央区築地
三ノ一(本願寺内)
電話 〇三三三
三三三三
振替東京二七六〇〇
発行人 栗本俊道
編集者 吉井争仙
印刷所 榮昌堂

新会長、副会長を推戴

理事、監事も選出

—全日仏評議員会開かる—

全日仏では、財団法人認可を受けて二ヶ年を経過し、役員改選期を迎えたので、八月初旬来、各加盟団体からの評議員選出を依頼していたが、出揃ったので、去る八月二十四日午後一時より東京築地本願寺才一控室において評議員会を開催した。

評議員総数一三〇名中、一〇七名出席(含委任状)で会議は有効に成立したので、司会者より議長選出について諮ったところ司会者一任となり、田丸道忍氏が議長席について開会を宣した。

重永理事長の挨拶を受けた後、この評議員会の協議決定についてこれを明確ならしめるため議事録署名委員を予め指名しておくことになり、議長より木全大孝、岩野真雄の両氏を署名委員に指名して議事に入った。

全日仏役員選出の件
① まず理事並に監事の選出について議長より選衡委員において選衡してはどうかと諮ったところ、異議なしの声あり、七名の委員によって選衡することに成り、左の各氏が選ばれて別室協議に移り、休憩に入った。

選衡委員
米山 久、長岡慶信、竹村教智、千々と宝天、佐瀬淳光、重永潜の

ることとなり、別室協議に入った。
選衡委員
長岡慶信、木全大孝、千々と宝天、佐瀬淳光、重永 潜、阿部竜伝の各氏と田丸議長、
再開後、田丸議長より左の通り報告があり、満場異議なくこれを承認決定した。

理事長はじめ 役職員も決定

—第一回の新理事会で—

改選された役員による才一回理事会は去る九月四日午後十一時四十分より、東京築地本願寺特別室で開かれた。
理事長未定のため、佐々木泰翁理事が議長に推され開会を宣して議事に入った。

本会役員選出の件
① 会長副会長の推戴については去る八月二十日開催の評議員会選出の諸師を推戴することを決定した。

② 理事長、常務理事、学識経験理事(評議員)事務総長並びに三局長の選出についてこれについて倉持理事より選衡委員により選出してはどうかと提案あり、他の理事も賛成したので左の五理事が同委員となつて別室協議に移り、休憩に入った。

選衡委員
平林宥高、神田尚順、木全大孝、長岡慶信の各氏と佐々木議長、再開後佐々木議長より、左の通り結果の報告があり、全員異議なく選出を承認決定した。

理事
田丸道忍、太田淳昭、宮谷法合、

副会長 鶴 昌清氏
岸 信宏氏
小野清一郎氏
以上の通り新役員が選出決定され、新たな出発を期して午後三時散会した。なお、理事長、常務理事、事務総長、局長等については新理事会において選出されることになった。

重永 潜、佐々木泰翁、神田尚順、平林宥高、竹村教智、千々と宝天、小林大蔵、望月桓臣、長岡慶信、木全大孝、山本 杉、常光浩然、以上の十五氏
学識経験者理事(評議員)
三原信一、増永靈鳳、摩尼清之、以上三氏
事務総長 寄附行為才三十二条但書の規定を適用し理事長の兼任とする。
三局長については現任者の留任を希望する。但し止むを得ず辞任する者ある場合は理事長兼事務総長において適宜選任することとする。

以上の通り役員選出決定をみた後、更に事務当局より左の各項について報告を受けこれを承認した。
① 墓地問題に関する自治庁通達について(通達は本通信所載)
② 石橋湛山氏訪中に際しメッセージを寄託することについて(本通信所載)
また、顧問並に参母の委嘱については事務総局において原案を準備し次期理事会の協議に諮ることになった。

第七回全日本仏教徒会議 京都知恩院大会

今や世界は非常な物質文明の進歩により人類の絶滅か平和かを選ばなければならぬ岐路に立たされ、人類は大きな不安と限りなく焦燥とに悩まされています。我が国の現状も正に闘争につぐ闘争の中、戦後十有餘年を経た今日、加等、戦後十有餘年を経た今日、高、大きな混乱が見られます。この秋、全日本仏教会が主催する「第七回全日本仏教徒会議」を開催し、我々が現実の社会を不安に活動すべきか、卒直に且つ具体的討議を遂行し、我々の総力を結集して、全人類に対して希望の大火を点せんとするものであります。広く全国同慶の各位が奮つて参加されることを期待いたします。

- 一、期日 十月廿三日(金)廿四日(土)廿五日(日)
- 一、会場 京都市東山、知恩院
- 一、参加申込み 全日仏加盟の各宗派都道府県仏教会各加盟団体の推薦者 五〇〇名
- ① 参加費 三五〇円 申込みと同時に必ず御送金下さい
- ② 締切 九月三十日までに入込むこと

① 時事問題について
私共が現実の直面せる具体的問題について例えば伊勢神宮特別立法の件、原水爆禁止の件、新興宗教の件等その他これからの仏教徒の在り方について今後私共の進むべき方途について例えれば政治活動の問題、教化の諸問題、寺院の在り方、対外布教の件等その他一、記念講演 湯川秀樹博士へ、照会のこと

祭りと、十月二十二日(日)は京都時代で丸物百貨店にて第六回京仏具振興会(京都府、京都市、京都府、全日仏後援)がありま

墓地問題 解決へ前進

自治庁通達発せられる

昭和二十二年四月二日の内務文部次官通牒によつて、社寺等の境内墓地として使用していた地方公共団体の土地が無償で社寺に譲与される措置がとられたが、現在なお未整理の例が多く、仏教界では墓地問題として懸案になつていたところ、仏教界各方面の要請にもとづき参議院議員大谷實雄氏、同大谷登瀛氏、同中野文門氏等仏教界出身各氏が中心となり、坂田道太氏(衆議院議員、前厚相)愛知葵一氏(同、前法相)加藤精三氏(同、前文教委員長)石原幹市郎氏(参議院議員、現自治庁長官)等と共に各関係方面に働きかけその結果次の如く「自治庁行政局長通達」が各都道府県知事宛に発せられることになり、墓地問題は解決へ大きく前進することになつた。いまこゝに通達を転載して全国の関係諸師の便宜に供する。

自内行発九号

昭和三十四年九月一日

自治庁行政局長

各都道府県知事殿

社寺等宗教団体の使用に供してゐる地方公共団体の有財産の取扱について

標記については、さきに日本国憲法の施行に伴う経過措置として、昭和二十二年五月一日からおおむね一年以内に申請のあつたものにかぎり、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の例にならつて処分を行なうよう内務、文部両次官から通達(昭和二十二年四月二日発宗才二十四号)社寺等宗教団体の使用に供してゐる地方公共団体の有財産の処置に関すること。されたところであるがこの通達に基づく処分されなかつた、社寺等の境内墓地の用に供してゐる地方公共団体所有の土地(以下単に「墓地」という。)で、現在なお、社寺等に引き続き無償で貸し付けられているものについて改めてこれを社寺等

に無償で譲与することができるとどうかを問題とする向きがあるので、法制局の見解を照会中であつたところ、別紙一のような回答があつた。

この回答の要旨は、地方公共団体が墓地を社寺等に無償譲与することが現行憲法上許されるのは、当該墓地の憲法施行以前からの特殊な沿革及びこれに基づく特別の事情を背景としてとられた旧憲法から新憲法に移す際の過渡的な処置と同様な特段の理由がある場合にかぎられるとする趣旨である。

この趣旨にかんがみ、墓地の譲与申請があつた場合には、もし前記通達に基づく申請期限までに譲与申請がされておれば社寺等に無償譲与されていたと認められる特殊な沿革及び特別の事情がある墓地で、前記期間内に譲与の申請をすることができなかつた事由として、当時都道府県知事又は市町村長において通達の周知徹底方を欠いた等のやむを得ない事情のあるものにかぎり、特別の措置とし

て、前記通達に基づく社寺等宗教団体の使用に供してゐる地方公共団体の有財産の処分に関する要綱(別紙二)及び社寺等宗教団体の使用に供してゐる地方公共団体の有財産の処分に関する実施要領(別紙三)に準じ、かつ、法令及び各地方公共団体の条例、規則等の定めるところに従つて御処理願ひたく、この旨命により通達する。

なお、管下市町村に対しては、必ず貴職からこの旨を周知徹底のうえ、よろしく御指導願ひたい。別紙一

法制局一発九号

昭和三十四年七月八日

自治庁行政局長 藤井貞夫殿

社寺等宗教団体の使用に供してゐる地方公共団体の有財産処分について

一月十三日付自内行発九号をもつて照会にかかる標記の件に関する、次のとおり当局の意見を回答する。

一、問題

普通地方公共団体が神社、寺院又は教会等の宗教上の団体(以下「社寺等」という。)に対し当該普通地方公共団体の所有する墓地を無償で貸し付けている場合において、当該普通地方公共団体が当該社寺等にこれを譲与することは憲法第八十九条及び地方自治法第二百二十二条の規定に違反するか。

二、意見及び理由

憲法第八十九条は、いわゆる政教分離の原則に立つて、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定めており、地方自治法第二百二十二条の規定は、普通地方公共団体とその財産又は營造物の關係に

ついて、この憲法の規定と同一の趣旨を重ねて規定したものと解される。したがつて、国又は普通地方公共団体が、社寺等に対して、公の財産を無償で貸し付け、譲与し、又は時価の半額で譲渡することが許されないことは、きわめて明らかであるといわなければならない。

しかるに、お尋ねのような疑問が生ずるのは、お示しの場合における普通地方公共団体の社寺等に対する墓地の貸付が無償であるところから、かつて国が社寺等に対して同じく無償で貸し付けていた国有財産について、「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」(昭和二十二年法律第五十三号)が社寺等に対するその譲与を認めている以上、普通地方公共団体が社寺等に対し無償で貸し付けているその所有に属する墓地を当該社寺等に対して譲与することもまた、許されるのではないかと考へるからであらう。

なるほど、昭和二十二年法律第五十三号は、同法施行の際現に社寺等に対し無償で貸し付けてある国有財産を、国が当該社寺等に対し譲与し、又は時価の半額で譲渡することができると旨を定めておられることにかかわらず、違憲であるとは解されていないが(最高裁判所昭和三十年(オ)一六八号昭和三十三年十二月二十四日大法廷判決参照)このように解されるについては、背景として、次のような特別の事情があることを考慮しなければならぬ。

すなわち明治初年において土地制度を整備するため、国は、社寺土地又は地租改正等の措置によつて、社寺等が所有していた財産を無償で国有とし、反面において、当該財産を社寺等に対し無償で貸

し付け、もつて実質的に、従来からの社寺等の利益をそのまま享有させてきたのであり、日本国憲法の下では、社寺等に対する国有財産の無償貸付は許されず、されば断つて單純に無償貸付の關係を財産に係る權利關係の由来を考へれば、財産権の尊重に欠けることとなるおそれがあつたのである。昭和二十二年法律第五十三号が認めている措置は、このような事情を背景としてとられた旧憲法から新憲法に移す際の過渡的なものとしてはじめて憲法上許されているものと考へられるのであつて、単に無償で貸し付けている公の財産でありさえすれば、社寺等にこれを譲与しても憲法第八十九条又は地方自治法第二百二十二条の規定に抵触しないというわけのものではないのである。

したがつてお尋ねの場合において、昭和二十二年法律第五十三号が違憲とされていない理由のような特段の理由があれば格別お示しのような単に普通地方公共団体がその所有に属する墓地を社寺等に対し無償で貸し付けているというだけでは、その墓地を当該社寺等に対し譲与することを正当化することはできないのであつて、それは、憲法第八十九条及び地方自治法第二百二十二条の規定に抵触して許されない、といわなければならない。すなわち、反面からいへば、昭和二十二年法律第五十三号が違憲とされていない理由のような特段の理由があれば、譲与することも違憲とはならないわけである。

参考

土地明渡請求事件

昭和三十一年(オ)才一六八号
同三十二年二月二十四日大
法廷判決 棄却

(上告人) 控訴人被告 平井徳之 祐外一名

代理人 栗須 一

(被告上告人) 被控訴人、原告 大連寺

〔才一審〕 大阪地方裁判所
〔才二審〕 大阪高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人 栗須一の上告理由について。

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律五三三号)により改正された昭和十四年法律七八号)において、国有地である寺院等の境内地その他の附属地を無償貸付中の寺院等に譲与又は時価の半額で売り払うこととしたのは、新憲法施行に先立って、明治初年に寺院等から無償で取上げて国有とした財産を、その寺院等に返還する処置を講じたものであつて、かかる沿革上の理由に基く国有財産関係の整理は、憲法八九条の趣旨に反するものとはいえない。この点に関する原判示は正当である。

又前記法律附則一〇条二項において、譲与又は売却をすることに決定したものであるは、旧国有財産法二四条の規定は、その譲与又は売却の日まで、なおその効力を有すると定められたのも、前記国有財産の整理に関する一連の経過規定であつて、すなわち、過渡的手段としてとられた立法措置に外ならないから、同条をもつて憲法八九条に違反するものとはいえない。

そして、右法律附則一〇条二項の規定は、譲与又は売却の申請がなされている土地については、その譲与又は売却の日までは、なお

旧国有財産法二四条の規定の効力が存続し、すなわち、無償貸付関係は継続する趣旨であると解すべきところ、本件について原判決の引用する才一審判決の確定した事実関係によれば、昭和二十二年一月五日被告上告人となした無償譲与の申請が不許可となし、七月に對し訴願を申立てた結果同年七月三十一日付をもつて前記行政処分が取消され「本件土地については、原告と被告等の本件訴訟において原告勝訴の判決が確定した後又は右判決確定前において本件土地上に所在する本件建物に完全撤去され右土地が原告に明渡されたときはこれを原告に譲与する旨の判決がなされた」と、いうのであるから、前記法律附則一〇条二項によつて右譲与の日まで国の被告上告人に対する本件土地の無償貸付はなおその効力を有し、したがつて被告上告人は、その使用権を有するものと解するを相当とする。この点の原審の判断も正当であつて、所論はすべて採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五條、八九條に従い裁判官全員の一一致で、主文のとおり判決する。

別紙二

社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体の有財産の処分に関すること

(昭和二十二年四月二日発宗才二十四号)

内務文部次官通牒 地方長官へ

憲法才八十九條は、国又は地方公共団体の財産を宗教上の組織又は団体の利用に供することを禁止し、政教分離を明示している。従つて現在社寺等に無償で貸付してある国有境内地並びに社寺に保管させてある国有林野は、この憲法の規定から措置する必要が生じた。然し乍ら社寺保管林及び国有

境内地は、そもそも明治初年の社寺土地又は地租改正の処分によつて、古来から社寺が所有していた土地を国有に編入したもので、明治以後しばしばその返還要求があり、行政裁判に出訴したものは明治四十三年以後勝訴している。従つて沿革的に社寺等の既得権に属するものであるから、これが措置について今回昭和十四年法律才七十八号「寺院等無償ニテ貸付シタル国有財産ノ処分ニ関スル件」を別添の通り改正し、新憲法の趣旨に従ひ、国有境内地及び社寺保管林の処分を実施することとなつた。ついでには現在社寺等宗教団体の使用している都道府県、市町村等地方公共団体所有の土地についても、国有財産処分の例に倣ひ、別紙要綱に基いて、成るべく速かに所要の手續を経て、これが処分を行い、宗教団体の存立の基礎を確立すると共に、新憲法上遺憾のないようにせられ、この段命によつて通牒する。

追つて毎月連合国司令部への報告(別紙要綱四報告)の様式は、何れ決定次才通知する。

(別紙)社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体の有財産の処分に関する要綱

一、方針

新憲法の趣旨に基き歴史的に國家、地方公共団体と幾多の関係を有して来た宗教団体をして、その関係を離れて自立的団体としての活動を図らしめるため、その境内その他の土地物件をその沿革に基く既得の権利を考慮し、国有財産の処分を準じて速かにその適正なる所屬を確定し、信教自由の保全を期すると共に、新憲法の実施に支障ないよう措置する。

二、措置要領

(一) 譲与又は売却の対象となる土地物件

昭和二十二年五月一日現在において、社寺等宗教団体に無償で貸付してある都道府県市町村等の地方公共団体の所有地及びその地上に定着する立木竹その他の物件は、左の區別によつて処分すること。

(1) 当該社寺等に無償で譲与すべき土地及物件

イ 明治四年の社寺土地処分によつて取上げたもので、現在地方公共団体所有になつていないもの

ロ 明治六年以後の地租改正処分によつて官有となつたもので、現在地方公共団体所有となつていないもの

ハ 私人又は民間団体の寄附又は寄附金によるもの(私人又は民間団体と地方公共団体との寄附金によつて購入した場合私人又は民間団体の寄附金に相当する部分とする)で、現在地方公共団体所有となつていないもの

ニ 国又は地方公共団体からの寄附金によるもの(公金等の支出によりこれに實質上の負担を生ぜしめなかつたものに限る)で、現在地方公共団体所有となつていないもの

ホ 前各号に準ずべきもの

ハ 当該社寺等に隨意契約によつて時価の半額で売却すべき土地及び物件

地物件

昭和二十二年五月一日現在において、社寺等宗教団体に無償で貸付してある都道府県市町村等の地方公共団体の所有地及びその地上に定着する立木竹その他の物件は、左の區別によつて処分すること。

(1) 当該社寺等に無償で譲与すべき土地及物件

イ 明治四年の社寺土地処分によつて取上げたもので、現在地方公共団体所有になつていないもの

ロ 明治六年以後の地租改正処分によつて官有となつたもので、現在地方公共団体所有となつていないもの

ハ 私人又は民間団体の寄附又は寄附金によるもの(私人又は民間団体と地方公共団体との寄附金によつて購入した場合私人又は民間団体の寄附金に相当する部分とする)で、現在地方公共団体所有となつていないもの

ニ 国又は地方公共団体からの寄附金によるもの(公金等の支出によりこれに實質上の負担を生ぜしめなかつたものに限る)で、現在地方公共団体所有となつていないもの

ホ 前各号に準ずべきもの

ハ 当該社寺等に隨意契約によつて時価の半額で売却すべき土地及び物件

イ 土地及び物件の取得原因が(1)の各号に掲ぐる社寺土地、地租改正又は国、地方公共団体に實質上負担を生ぜしめなかつた寄附若しくは寄附金に基くもの以外のもの

ロ その他現に無償で社寺等に貸付しているもの

(二) 譲与又は売却の範囲

(1) 及び(2)の無償譲与又は時価

の半額売却をすべき地方公共団体有財産の範囲は、当該社寺等の宗教活動を行うのに必要なものでなければならぬ。その範囲は次の各号に該当するものであること。

(1) 本殿、拜殿、社務所、本堂、庫裡、会堂その他社寺等に必要なる建物又は工作物の敷地に供する土地

(2) 宗教上の儀式又は行事を行うため必要な土地

(3) 参道として必要な土地

(4) 庭園として必要な土地

(5) 社寺等の尊嚴を保持するため必要な土地

(6) 社寺等の災害を防止するため直接必要な土地

(7) 歴史又は古記等によつて、その社寺等に特別の由緒ある土地

(8) 当該社寺等において現に公益事業のため使用する土地

(9) 前各号の土地における立木竹その他の定着物

(10) 当該社寺等の所属教派若しくは宗派、当該社寺等の主管者又はその社寺等が主宰する財団法人の経営する公益事業で、その社寺等の経営に準ずるものと認められるときは、その事業のため現に使用する土地及びその定着物

(三) 前(一)に掲ぐる以外の土地及び物件に対する措置

(1) 無償貸付中のもので(二)の範囲に基づき(一)によつて譲与又は半額売却をするもの以外の土地及び物件については、地方公共団体有として存置する必要のないもので、且つ当該社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、隨意契約によつて時価で売却すること。但し左の場合はこの限りでない

イ 農地で農地委員会が当該社寺等に對して認むる範圍を超え

る場合

ロ 森林その他当該社寺等の収益目的に使用される土地である場合

(2)

現に有償で貸付中の地方公共団体有財産で(イ)に掲ぐる取得原因によるものは(イ)に準じて譲与すること。その他のもので、地方公共団体有として存置の必要のないものは、当該社寺等の宗教活動を行うのに必要な限り、随意契約によつて時価で売却すること。

(補償)

無償又は有償貸付中の土地で、社寺等に譲与又は売却をしないことに決定した部分について、当該社寺等が土地の改良等のため有益費を投じている場合又はその地上に建物その他の工作物若しくは立木竹等の定着物を有する場合は、相当の補償を当該社寺等になすこと。

(売払の方法)

補償の方法等については、実情に応じ、地方長官においてこれを定めること。

(無償譲与又は売却の申請期間)

無償譲与の申請期間は、昭和二十二年五月一日より一年以内とする。

(公園地の取扱)

この取扱については、既に別途道標済であるが、公園地が地方公共団体有である場合は、右通標によつて、当該社寺等の宗教活動を行うのに必要な範囲について公園解除の処置をなした上で譲与又は売却をなすこと。

(ハ)耕地整理法、都市計画法又は特別都市計画法による土地區劃整理又は換地処分が行われる場合の処置は、左によること。

(1)

(イ)によつて譲与又は売却をすることができるところの地方公共団体がその譲与又は売却前に当該土地について実施される換地処分に関し、地方公共団体が清算金の交付を受け又は補償金を支払われる場合は換地処分の告示があつた時から一年以内に、当該社寺等が申請をしたときは、譲与する土地についての清算金又は補償金は、その債権金額を、時価の半額で売却する土地については、その金額の半額に相当する債権を、当該社寺等に譲与すること。

(2)

地方公共団体が耕地整理法、都市計画法又は特別都市計画法によつて、費用を負担せしめられたる場合又は換地処分に関し清算金を徴収せられる場合は、譲与する土地についての負担金又は清算金は、その金額に相当する債権を、時価の半額で売却する土地についての負担金又は清算金は、その金額の半額に相当する債権を、当該社寺等において負担せしめること。

(3)

譲与又は売却をする土地に對し交付せられた換地が、狭少又は宗教活動に不適当等の特別の事情のため、それ以外の土地に移転する必要がある場合は、換地処分の告示があつた時から一年以内に、当該社寺等が申請したときは、譲与する土地に對する換地及び譲与する土地に定着する地方公共団体有物件については、譲与をし、時価の半額で売却をする土地に對する換地及びその売却をする土地に定着する地方公共団体有物件は、時価の半額で売却すること。

し交付せられた換地が、狭少又は宗教活動に不適当等の特別の事情のため、それ以外の土地に移転する必要がある場合は、換地処分の告示があつた時から一年以内に、当該社寺等が申請したときは、譲与する土地に對する換地及び譲与する土地に定着する地方公共団体有物件については、譲与をし、時価の半額で売却をする土地に對する換地及びその売却をする土地に定着する地方公共団体有物件は、時価の半額で売却すること。

(法的措置)

前各項の事項の実施に関し例、規則等の制定改正等の必要あるものは、速かにその措置を講ずること。

(三、諮問機関の設置)

諮問機関の設置無償譲与又は時価の半額で売却する際には、その土地の由緒沿革又は当該社寺等の宗教活動に必要な範圍の審査を必要とする関係上、その適正を期するため、関係官公吏、学識経験者等を以て構成する委員会等の諮問機関によつて処理するよう、組織、内容、経費等考慮の上取計らわれること。

(四、報告)

本要綱による地方公共団体有財産の処分は、毎月連合国軍司令部に報告の必要があるから、別紙様式により報告すること。

(五、その他)

実施上の疑点については、内務省及び文部省と協議の上処理すること。

別紙三

発宗才二四号

昭和二十二年七月二十四日

内務省地方局長
文部大臣官房宗務課長

都道府県知事殿

社寺等宗教団体の使用に供して居る地方公共団体有財産の処分について

このことについては、本年四月二日発宗二四号で内務、文部両次官からその要綱が通牒されたが、右要綱の実施に當つては、昭和十四年法律才七十八号改正法律による処分の実施にその取扱を準ぜしめ公正を期し度いのでこれが運営については別紙要領によつて処理されたい。

尚 昭和十四年法律才七十八号(昭和二十二年法律才五十三号改正)の実施に関する大蔵省令(才四十六号)は去る五月一日の官報十二頁に登載されているから参考に資せられたい。

社寺等宗教団体の使用に供して居る地方公共団体有財産の処分に関する実施要領
一、譲与又は売却の申請期間
このことについては本年四月二日通牒別紙要綱の中その内によつて同期間中に申請完了するよう関係宗教団体に周知徹底せしむること。

二、譲与又は売却の申請主体
申請主体は昭和二十二年五月一日現在において地方公共団体有財産を無償又は有償で貸付けられて居る当該社寺等であること。

二以上の宗教団体が同一の境内を共用している場合は、当該宗教団体において協議により、適当に境内を区分して別

個に申請せしむること。但し協議調わざる場合は共同申請せしむるも可なること。宗教法人に非ざる宗教団体によつて申請し得る途を講ずること。

(4) A社寺の土地した土地を、B社寺が地方公共団体有の境内地として現に使用している場合、Bが占有し得る特殊事情があつたものと認められるときは、Bは申請することができらる。

(3) 地方公共団体有となつた原因の認定
社寺土地、地租改正、寄附又は寄附金による購入に関する証明としては、左に例示する書類によつて社寺の所有権を確定又は推定し得るときは、処分の適格性あるものとする。

(2) 社寺明細帳、土地台帳、その他の公簿に土地、地租改正の旨の明記あるもの。
社寺等又は個人の日記その他の記録に土地、地租改正の事実を具体的に明記せるもの。

(1) 寄附又は寄附金による購入に關しては、その証書、会計諸帳簿又は台帳、日誌等の記録。

(4) 従前地租を納めていたことに關する書類、その他の記録。
地券、地券台帳、換地帳等による土地所有の反証。
売買、質入等所有権に基づく行為のあつたことを証する書類、その他の記録。

(6) 古絵図(時代を推定し得るもの)、建築様式、樹木、墓碑、石塔等その時代が判明、又

(8) 古絵図(時代を推定し得るもの)、建築様式、樹木、墓碑、石塔等その時代が判明、又

(9) は推定できるもの。
社寺の有する確実なる縁起、由緒書又は名所図絵、旅行記、郷土誌等から推定し得るもの。

(8) 地方公共団体等の実質負担に係る寄附金と然らざる寄附金との区分

(1) 寄附金に相当する土地の区域が判明しないときは購入した土地についての現在価格を寄附金の比率によつて按分した割合に応ずる土地を、社寺の選択によつて定めること。
寄附金によつて購入した事実のみが判明し、その総額又は各別の金額が不明のときは、その土地の現在価格の二分の一の額に相当する土地を社寺の選択によつて定めること。

四、譲与又は時価の半額売却の範囲(昭和二十二年勅令才百九号才一条各号参照)

(1) 才一号該当地
社寺の施設建築物が隣接し一区劃をなしているときは個々にその敷地を定めることな
く、空地庭園等を包含して集合的に建物敷地として取扱うこと。

(2) 礼拝用、事務用の敷地、宗派事務所、宗務支所等の敷地は処分の適格性を認めること。
(3) 境内地又はその接続する地域内にある集会所、能舞台その他附属施設の敷地について、宗教活動に供用せられて
いる場合は処分の適格性を認めること。

(4) 才二号該当地
宗教儀式とは祈年祭、葬儀等行事とは花祭、クリスマス等を用い。かかる用地は仮称にし
か使用されないものでも、重要な儀式又は行事に使用されるも

のは処分の適格性を認めること。

(1) 才三号該当地
参道(並木敷を含む)は、公共用道路を含まないが一般の道路に併用されている場合は由緒、沿革等を考慮して特殊な場合を除き原則として譲与又は売却を認めないこと。

(2) 飛地境内に通ずる参道の処分は概ね当該飛地境内の処分に準ずること。

四才四号該当地

ここに庭園とは所謂名園又は相当人工を加えたものをいい、特に小面積のもの、居住施設に附属する普通のものは、庭園として区分する必要なく建物敷地に含めて取扱うこと。

(2) 才五号該当地

尊厳保持のため必要な土地については社寺等の由緒、沿革、格式、規模及び隣接土地の状況等を考慮し、相当と認めらるる部分に限ることとし、単に収益目的の用に供しているが如きものは除外すること。

(3) 才六号該当地

崖崩れ、類焼、風水害の防止に当該社寺に直接必要な部分に限ること。

(4) 才七号該当地

由緒地についてもその社寺の由緒等を参照し、宗教活動に歴史、古記等には国碑、伝説等を含めて差支えない。

(5) 才八号及才二項該当地

公益事業については、一般の利用に供し収益を目的とせざることを必要とする。
但し、実費程度の少額の使用料等を徴しているものは差支えない。

(6) 墓 地

境内墓地は宗教活動に必要なものであるから以上各号のいづれかに該当せしめ処分の範囲に入れること。境外墓地は別である。

五、目的外使用

(1) 左の場合は目的外使用とみなさないこと。
戦災者、引揚者の援護の為にする場合等一時的に使用しているもので社会状況から見て止むを得ぬと認められるもの。

(2) 火の見櫓、消防器具置場、貯水槽、巡查派出所等面積狭少で境内の目的を妨げないもの。

(3) 参詣人、休憩所、掛茶屋、花屋等も前号に準ずること。
六、年賦延納
売払代金については、社寺等の財政状況を考慮し、売払代金額に応じて年限を段階的に区分して納付せしむること。

七、代物并済
土地其の他適当な物件による代物并済は現金による即納又は延納が困難な場合に認め、且つ代金の年賦延納願出と併行して認めること。

八、境内地の一部を連合軍が使用している場合は処分を保留すること

参 考

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に關する法律

(昭和十四年四月八日法律才七十八号 昭和二十二年四月十二日同才五十三号改正)

才一条 社寺土地、地租改正、寄付(地方公共団体からの寄付)については、これに実質上負担を生ぜしめなかつたものに限る。又は寄付金による購

入(地方公共団体からの寄付金)については、これに実質上負担を生ぜしめなかつたものに限る。によつて国有となつた国有財産で、この法律施行の際、現に神社、寺院又は教会(以下社寺等という。)に対し、国有財産法によつて無償で貸し付けてあるもの、又は国有林野法によつて保管させてあるもののうち、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、その社寺等において、この法律施行後一年以内に申請をしたときは、社寺境内地処分審査会又は社寺保管林処分審査会に諮問して、管林処分審査会に諮問して、主務大臣がこれをその社寺等に譲与することができ

る。社寺境内地処分審査会及び社寺保管林処分審査会に關する規程は、勅令でこれを定める。

才二条 この法律施行の際、現に国有財産法によつて社寺等に無償で貸し付けてある国有財産で、前条才一項の規定による譲与をしないものうち、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、同条同項の申請をしたものについては、譲与をしないこと。の決定通知を受けた日から、六箇月以内に、その他のものについては、この法律施行の日から、一年以内に、申請をしたときは、社寺境内地処分審査会に諮問して、主務大臣は、時価の半額で、随意契約によつてこれをその社寺等に売り払うことができる。

前条才一項に規定する行政処分については、訴願をした者は、前項の期間満了後も、その裁決書を受領した日から、

なお三箇月内に、前項の売払の申請をすることができ

才三条 才一条才一項又は前条才一項の規定によつて、譲与又は売却をする国有財産の範囲は勅令でこれを定める。

才四条 才一条才一項又は才二条才一項の規定によつて、譲与又は売却をすることができ

る国有財産(以下従前の土地という。)が、その譲与又は売却前に、耕地整理法による耕地整理又は都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区劃整理の施行地区に編入せられた場合において、その従前の土地に係る換地処分に關して、国が清算金の交付又は、補償金の支払を受ける場合は、主務大臣は、従前の土地にあつた社寺等が、換地処分の告示のあつた時から、一年以内に申請をしたときは、才一条才一項に規定する従前の土地に係る清算金又は補償金に關しては、その金額に相当する債権を、才二条才一項に規定する従前の土地に係る清算金又は補償金については、その金額の半額に相当する債権をその社寺等に譲渡することができる。

国が耕地整理法、都市計画法又は特別都市計画法の規定によつて、費用を負担せしめられる場合又は従前の土地に係る換地処分に關して、国が清算金を徴収せられる場合は、才一条才一項に規定する従前の土地に係る負担金又は清算金については、その金額に相当する債務を才二条才一項に規定する従前の土地に係る負担金又は清算金については、その金額の半額に相当する

債務をその社寺等に負担せしめる。
才五条 従前の土地が、その譲与又は売却前に、耕地整理法による耕地整理又は都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区画整理の施行地区に編入せられた場合において、従前の土地にあつた社寺等がその交付せられた換地以外の土地に移転する必要があるときは、主務大臣は、その社寺等が、換地処分告示のあつた時から一年以内に、申請をしたときは、その社寺等に対し、才一条才一項に規定する従前の土地の換地及び従前の土地に定着する国有物件については、譲与を、才二条才一項に規定する従前の土地の換地及び従前の土地に定着する国有物件については、時価の半額で、売却をすることができ

同法律の施行に関する件

(昭和十四年十二月二十八日勅令才八百九十二号昭和二十二年五月一日同才百九十九号改正)
才一条 昭和十四年法律才七十八号(以下法という)才一条才一項又は才二条才一項の規定によつて、社寺等に譲与又は売却をする国有財産は、左の各号の一に該当するものとする。
一、本殿、拜殿、社務所、本堂、くり、会堂その他社寺に必要な建物又は工作物の敷地に供する土地
二、宗教上の儀式又は行事を行うため必要な土地
三、参道として必要な土地
四、庭園として必要な土地
五、社寺等の尊厳を保持するため必要な土地
六、社寺等の災害を防止するため直接必要な土地
七、歴史又は古記等によつて、社寺等に特別の由緒ある土地
八、その社寺等において現に公益事業のため使用する土地
九、前各号の土地における立木竹その他の定着物
その社寺等の所属教派若しくは宗派、その社寺等の主管者又はその社寺等が主宰する財団法人の経営する公益事業がその社寺等の経営に連するものと認められるときは、その事業のため現に使用する土地及びその定着物は、これを社寺等に譲与又は売却をすることができ

文部省も通達 各府県宛へ

産で、国土保安その他公益上又は森林経営上において特に必要があると認められるものは、国有として存置し、前条の規定にかかわらず、譲与又は売却をしない。
才三条 (以下略)

文調宗才一九六号昭和卅四年九月七日
各都道府県宗教法人事務主管局・部長殿
文部省調査局長 北岡健二

社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体の財産の取扱いについて (通知)
昭和二十二年四月二日発宗才二四号内務、文部次官から地方長官あて通達「社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体の財産の取扱いに関する事」によつて処分されず、現在なおそのままになっている社寺等宗教団体の境内墓地の取扱いについて、このたび、自治庁行政局長から都道府県知事あてに通達されたのでご承知のことと思ひます。

この通達の趣旨によれば昭和二十二年の前記通達による申請期間までに申請がなされておれば社寺等に無償譲与されていたと認められる特殊な沿革及び特別の事情がある墓地で、当時都道府県知事また

は市町村長において、通達の周知徹底方を欠いた等のやむを得ない事情があつて期間内に譲与の申請をすることができなかつたものに限る、特別の措置として、前記通達、法令および各地方公共団体の条例、規則等によつて処理して差しつかえないことになつてゐるので、関係諸機関と緊密な連絡をとり、また、該当社寺等にこの通達の趣きを周知させ、本件の処理が円滑かつ適切に行われるよう、御配慮願ひます。

仏旗を掲げましょう

- 大旗 (七・五尺×五尺) 一、六〇〇円
- 中旗 (三・五尺×二・三尺) 三五〇円
- 小旗 (一・八尺×一・二尺) 九〇円

レコード (二〇〇円)
ああ このよるこび (仏教徒の歌) 裏面は「法のみやま」 仏旗、レコードいずれも送料実費。お申込みは

全日本仏教会

県下仏教徒の結集へ

神奈川 県仏 講習会を開く

神奈川県仏教会では去る九月四日午後一時より、横浜の新善光寺で県仏理事会を開催して左の各件につき協議決定が行われた。
(1)来る十一月四日から五日にかけての一泊で講習会を開く。これは全寺院に呼びかけて、県下各

地域の檀信徒代表をも集め、僧俗一体で寝食を共にし、県下仏教徒結集への基礎をおかんとするものである。なお会場は大雄山最乗寺、講師は沢木照道老師を招聘する予定である。
(2)才七回全日本仏教徒会議には、代表十名を県仏負担で派遣することを決定した。
(3)従来別置されていた神奈川県寺院教会相互援助組合を県仏と合体させ、これを強化していくこと。

(4)解放農地補償問題についての陳情運動をさらに積極化すること。
(5)墓地、参道等の問題について

伯国の母国観光団が来日

ブラジル仏教徒協議会(責任者辻本昇氏)ではかねてより母国観光団才一陣の派遣を計画中であつたが、この程十三名からなる希望者を組織し、八月五日大阪商船ブラジル丸にてサントス港を出帆し来る九月十三日横浜港へ到着することになつた。横浜到着の翌十四日から東京を初め各地を観光することになつてゐる。

英文仏教辞典の打合せ

全日仏では去る九月二日午後二時より英文仏教百科辞典の打合せを長井真琴博士、西義雄氏、石田瑞麿氏を招き重永理事長、事務総長、三局長、三部長と共に今後の方針について折からの猛暑の中熱心に意見の交換を行つた。

附 則
才八条 この法律の施行期日は、

才六条 この法律に規定する行政処分に対して、不服のある者は、訴願をすることができ
前項の訴願を裁決する場合
には、社寺境内地処分審査会又は社寺保管林処分審査会に諮問しなければならない。
才七条 才二条才一項及び才五条才一項の規定による売却代金については、命令の定めるところによつて、十年内の年賦延納又は土地による代物弁済を認めることができる。

才二条 法才一条才一項及び法才二条才一項に規定する国有財

大会準備に熱心な討議

各種合同委員会開く

去る八月二十日午後一時より、東京築地本願寺才一控室において来るべき才七回全日本仏教徒会議京都知恩院大会の準備のための各種委員会合同会議がもたれた。この会議は、教学・教化委、組織委の委員全員、総務、国際、社会・平和各委員会の正副委員長、常任委員を集めて開かれたものである。

委員会は先づ重永理事長の挨拶を受け、東京仏教団の星野純義氏を座長に推し、栗本組織局長より大会内容について原案の概要を説明して委員会の協議に入った。

局長は説明の中で次の諸点を強調した。仏都京都の大会であることとを深く認識して準備したいこと。過去の経験を反省した上で、仏教徒の当面の課題及び将来のあり方を考えたい。例えば、伊勢神宮に関する特別立法化問題、墓地問題、青少年教化問題（道徳教育の問題）等につき仏者の中道の立場からの説明を行いたい。

各委員からは次の如き意見が提出された。

○問題を深く握りさげるため部会の数多くすること。少くとも五、六部会は設けるようにしたい。○全仏の事業内容の報告、特に昨年度大会の決議事項の具体化を内容とした報告を予め参加者に配布するようにされたい。○記念講演等は例えば湯川博士のように広い範囲から求め、外から広い視野に立った適切な助言を求めること。○政治問

題については一党一派に偏せず各党派の主張を聞いて公平を期すべきこと。○地方にいる者は、中央での考え方や、研究の成果を知りたいという希望をもっている。○全仏の各種委員会の研究討議の内容を発表して欲しい。○今度の大会で取りあげべき議題は次の三つと考える。

- ①現代における仏教徒の在り方
- ②現代における世界平和確立の問題、③仏教徒の政治活動の問題等である。○現代においては政治問題を離れては何事も解決しえない。政治の問題こそすべての仏教活動の基礎とさえ言える。○世界平和の問題、政治活動の問題等の重要性はわかるが、同時に末端の各寺院個々のあり方も考えるべきである。実際に死物化しつつある現代の各寺院を真に社会的に有用な存在に高めることは、寺院の蘇生というだけでなく、末端寺院僧侶の自信確立と自覚の問題に連なる重要問題であり、青年僧の苦悩を解決する道でもある。○青年の問題と少年児童の問題は分けて考えるべきだ。それぞれの持つ問題と対策が非常に異なるので。○寺院婦人の結果された力は寺門経営、興隆の上で大きいことを認識し、この結果の方策を考えよ。

以上の如き意見が各委員から提出され活潑な協議が行われた。その結果、以上の意見にもとづいて事務局で議題等を含む要項を製作して、各加盟団体に参加懇願の通達を発することになった。

当日出席の委員は左の各氏
木村日紀、西 義雄、今井祐申、船口暉子、内山憲尚、川田聖見、神田尚順、伊藤述史、狩野徳麟、壬生台舜、椎谷 健、内田大寛、星野純義、北之内真寛、自見直、深井恵竜、権藤円立、伊藤完夫、堤 敏郎、(略敬称、順不同)

宗教法人法問題で

専門委員会を設置

全日仏では、宗教法人法改正問題について、今春まで数回研究懇談会を開いてきたが、同法改正に関連して浮かび上った諸問題等もあり、その重要性に鑑み、宗教法人問題専門委員会を設置することとなり、去る七月末委員を委嘱し、その才一回委員会が、全仏中央講習会開会中の八月四日午後一時より築地本願寺で開かれた。

総決算を終る

釈尊二千五百年祝典 常任実行委員会

今春の釈尊二千五百年祝典は既報の通り各界注目うちに成功をおさめた。その後、事務局では重永委員長を陣頭に財界募金に集中的な努力を傾けてきたが、ほゞ所期に近い成果を得、また全仏役員改選期も迫つたので、二千五百年祝典に関する決算を行うことになり、去る九月四日午後二時より東京築地本願寺特別室で、同常任実行委員会を開き、決算の承認を求めた。

その結果、収支剰余金として見込まれるものは、記念事業費に充て、英文仏教百科辞典編纂所に助成金としておくことを決定した。かくて同委員会は、爾後の事務処理に関しては全仏常務理事会に一任すること、して散会することになった。

し、次いで総務局長から本委員会を開催するに至るまでの経過報告と今後についての要望が述べられ討議に入つた。自民党内に設置されている「宗教法人法問題特別委員会」では、大谷豊潤氏が副委員長として活躍されているが、当日は同氏も出席して、在来の審議経過や意見等を発表された。

また出席委員からは、伊勢神宮の特別立法化の問題について、これを宗教法人法の対象からはずして行なわれるものかどうか等について質疑と意見提出が行われ、国民感情をも考慮の外には置きえない等の指摘もされたが、現段階では委員会としての結論はまとめ難いので、関係資料を蒐集して研究を重ね、仏教界としての同問題に対する態度を確立することになった。

このため、事務局において右資料を早急にまとめ、各委員等に送達して、この委員会の継続した協議問題として扱ふことになった。

なお、この委員会では神宮特別立法化問題に限らず、現行宗教法人法のもつ諸問題についても各宗門からの意見をもとめ、研究討議を重ねて行くことになっている。因みに同委員会委員は右の出席者のほか左の諸氏である。

当日の出席者
大谷豊潤、小野清一郎、倉持秀峰、長岡慶信、松本徳明、岩野真雄、常光浩然、阿部竜伝、中村貞元、小野塚潤澄、鶴田即融(小林智晃代理)、野村宗春、楢田良洪、壬生照順の各委員、重永理事長、佐瀬総務局長、石川国際局長、別所総務部長。

委員会は、重永理事長のあいさつがあつた後、委員長阿部竜伝氏、副委員長に松本徳明氏を選出

下村寿一、久保田正文、西沢浩仙、大野信三、藤田俊訓、増永靈鳳、山本洋一、摩尼清之、小松雄道、友松円諦、狩野徳麟、中山理々、雲藤義道、自見直、深井恵竜、高橋照空、桜井栄章、全仏理事長・事務総長・局長

在インドネシア 戦争犠牲者遺骨歸還問題

全日仏で強力に推進

多年遺族の強い要望により懸案となつて来たインドネシアにある戦争犠牲者の遺骨収集問題は、昨年来全日仏が中心となつて外務省、厚生省、現地大使館、インドネシア側と交渉をつゞけてきたが本年五月末村義祐氏のインドネシアにおけるウエサーカ祭派遣によつてますます進展し、ようやく日本政府でも大使館を通じて本問題を正式にとりあげることに内定した。

全日仏ではさらに遺家族からの

セイロンへ 聖骨堂協力金を送る

本年三月三十日セイロンのクルップ文化相に手交した舍利仏目連聖骨堂協力金百参拾万円はその後大蔵省に外貨割当を申請、先月末許可になり早速正式手続によつてセイロンに送金を完了いたしました。

同協力金を拠出して頂いた宗派団体に対して茲に心からお礼申し上げます。

陳情書を全国からとりまとめ近く現地側へ送ると共に本問題が一日も早く解決するよう国際局では連日奔走している。

中国仏教協会へ書簡 石橋氏訪中に託して

全日仏参与石橋湛山元首相は中華人民共和国周恩来首相の招きに応じて九月七日夜十時半羽田発のPAA機で出発したが、全日仏では昨年来再開した日中仏教徒の親善を一層深める意味で中国仏教協会あてに高階会長名を以つて日本仏教徒の書簡を石橋氏に寄託した。同書簡は左の通り。

炎暑にもめげず 講習会盛況

全日仏主催の才四回中央講習会は去る八月二日より四日までの三日間、東京築地本願寺講堂において開催された。

この講習会は時期的にも新旧盆の間であり、また炎暑の中で開かれたにも拘わらず、百五十余名の受講者が参加し非常な盛況であつた。

才一日には高階会長も臨席されて開講式の導師をつとめられ、また才二日には大谷光紹新門の顔もみられるなど、各宗派、各地区の布教才一線で活躍の諸師は三日間に亘る諸講師の充実した講義を熱心に聞き入った。

政治・経済委員会

政治・経済委員会の八月定例会議は去る八月十二日午後二時より東京築地レストラン「サボイ」で開かれた。この委員会でさききに提出された「仏教政治同盟」(仮案)について各委員の意見提出を求めた上で再度検討された案文について更に討議を行ない、その結果来べき京都大会に提案するへの大衆的な討議に付し、政治力結集への巨歩を進めることになった。

当日出席者左の通り (略敬称)
松本徳明、阿部竜伝、常光浩然、米山 久、小松雄道、吉田敬直、狩野優輔、岩野真雄、増永靈鳳、櫻井栄章、中山理々、大野信三、小笠原義雄、太田淳昭、栗本俊道、佐瀬淳光、石川存静、

生活に直結した理念を 第四回仏書結集開く

全日本仏教青年会の才四回夏期結果が去る七月三十日から八月二日までの四日間、千葉県小湊町誕生寺で全国よりの仏書代表百五十名が参加し盛大に開かれた。

指導講師には参議院議員赤松常子、立正大学教授久保田正文、宝仙短大教授紀野一義の各氏が招かれ、仏教活動を盛んにすることや青年仏徒の悩みについて意見の交換が行われ、夜は地方の青年男女も多数参加し全員でフォーケダンスを楽しみ、研究発表や、仏書問題、社会問題、個人問題、ジュニア問題の四分科会に分れ論議された。

まづ各宗共通の仏教理念を持たなければならぬと云う事で議論の末、生活に直結した理念を持つ事、これはたゞ仏に帰依するのではなく、生活を通しての理念を養

うと云うことに意見がまとまり、又十代仏書を養成する事が大切であり幼稚園から小中学校迄の年齢層では教育もよく行われているがそれと成人をつなぐ間のティーンエイジャーは全然と云つてよいほど手がつけられていない。仏教界でもこの問題は出ていり、具体的な教化方法が出ていず、この点が盲点であると同時にこの年代は人生を決する重要な時期だけに早急に対策をたてる必要が強調され「我々青年が青年を呼ぶ一運動即ちジュニア仏書の問題が論じられた。その他不良化防止運動問題が取り上げられ、社会問題では原水爆禁止運動そのものだけでなく被爆者救援運動を積極的に進めるとの意見にまとまつた。その他仏教徒としての自覚が問題となり、生活の中に仏教が力となつているか、寺院の中に仏教があるだろうかと云う疑問が提出された。住職は仏教と云う共通の広い場を持たずに単に個人だけで生活しているのではないかと云う意見から一般の生活の中に入れていなければならぬと云う者も居たがその問題は長い時間なかればならないが仏教を生活の中に生かす様に各人が努力しようとする事を誓いあつた。

あとがき

炎熱の夏も終り、仕事に読書にみの入る時期を迎える。稲作は今年も豊作だそうだが、あと一月に迫つた仏教徒会費も実り多い成果を期待したいところだ。多連の月ロケットが成功したという。人間のかゝる物質的世界は益々拡がろうとしているにも拘らず人々の心は愈々浅薄になるかに見える。深まらぬある豊かな心を培うべき仏陀のみ教えは今こそ光かゞやかねばならない。仏者の自覚と責任の重さを痛感せずにはおれない。